

公的研究費等内部監査規程

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人日本自動車研究所における公的研究費等（国民の税金を原資とする研究費（科学研究費助成事業（科研費）、文部科学省等の公的資金配分機関が配分する競争的資金、文部科学省等からの通知または配分機関が示すルールで「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に準じ、適切な管理・監査を行うこと」とされた補助金等。以下同じ。））に係る業務に関する内部監査（以下、「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（監査体制）

第2条 監査は、最高管理責任者の直轄的組織である公的研究費等内部監査委員会（以下、「委員会」という。）にて行う。

2 監査員は、委員会の委員長（以下、「委員長」という。）が任命する。

（監査員の権限）

第3条 委員長は監査員に必要な権限を付与する。

2 監査員は監査を実施するにあたり、監査環境の整備に努めるとともに、被監査部署に対して必要な帳票類の提出及び職員等からの説明を求めることができる。

（監査の実施）

第4条 監査は、通常監査（書面監査）または特別監査（実地監査）により行う。

2 監事及び会計監査人との連携を強化し、効果的かつ実効性のある監査を実施する。

（監査への協力）

第5条 被監査部署の職員等は、円滑かつ効率的に監査が実施できるよう協力しなければならない。

（監査対象）

第6条 内部監査の対象は、次の各号のとおりとする。

1) 公的研究費監査 課題の抽出は、委員会にて行う。

2) 内部統制の確認を含めた体制の検証 公的研究費等の事業の運用・管理体制全般を対象とする。

(監査方法)

第7条 監査は年1回以上実施することとし、通常監査（書面監査）または特別監査（実地監査）により行う。

- 2 通常監査は、会計書類等の形式的要件等が具備されているかなどの確認を一定数行うものとする。
- 3 特別監査は、公的研究費等の使用状況や納品状況等の事実関係の厳密な確認及び内部統制の確認を含めた不正防止体制の検証等を行うものとする。

(監査計画)

第8条 監査員はリスクアプローチの観点から監査計画を作成し、事前に委員会の承認を得なければならない。

(監査報告)

第9条 監査員は内部監査実施報告書（様式1）を作成し、委員会に報告しなければならない。

(監査結果の通知及び改善措置)

第10条 委員会は、監査結果を監査の対象部署長に通知する。

- 2 是正改善の措置をとる必要があると認められるときは、内部監査結果通知票（様式2）により当該措置を講ずるよう併せて通知する。
- 3 監査の対象部署長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該措置を講じ、その結果を（様式3）により委員会に報告する。

(監査報告書の保存)

第11条 監査実施報告書および関係書類は、5年間保存する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会の決議を経て行う。

(付則)

第13条 この規程は2021年11月30日から改訂・実施する。

2016年6月1日 制定

2021年11月30日 改訂